

都道府県による補完等に依拠する
小規模市町村の位置づけについて

都道府県による補完等に依拠する小規模市町村の位置づけについて

- ✓ 都道府県による補完や水平連携等が進むと、自ら実施する事務の割合が著しく小さい市町村が生じうるが、こうした団体をどのように位置づけるべきか。

<市町村のあり方に関する近年の議論>

① 「基礎自治体論」

「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」(平成15年11月13日 第27次地方制度調査会答申)【抜粋】

第1 基礎自治体のあり方

1 地方分権時代の基礎自治体の構築

(1) 地方分権時代の基礎自治体

今後の我が国における行政は、国と地方の役割分担に係る「補完性の原理」の考え方に基づき、「基礎自治体優先の原則」をこれまで以上に実現していくことが必要である。

このためには、今後の基礎自治体は、住民に最も身近な総合的行政主体として、これまで以上に自立性の高い行政主体となることが必要であり、これにふさわしい十分な権限と財政基盤を有し、高度化する行政事務に的確に対処できる専門的な職種を含む職員集団を有するものとする必要がある。これを踏まえると、一般的には、基礎自治体の規模・能力はさらに充実強化することが望ましい。

基礎自治体に対しては引き続き国として積極的な事務や権限の移譲を進めるべきである。都道府県も、条例による事務処理の特例の活用等により、規模・能力に応じて事務や権限を移譲するなど、可能な限り基礎自治体が住民に身近な事務を処理することができるようにしていくべきであり、少なくとも、福祉や教育、まちづくりなど住民に身近な事務については、原則として基礎自治体で処理できる体制を構築する必要がある。

② 「地域経営の戦略本部論」

「分権型社会における自治体経営の刷新戦略」(平成17年3月 分権型社会に対応した地方行政組織運営の刷新に関する研究会)【抜粋】

III. 地方自治体の行政組織運営の刷新のための視点

1. 行政の担うべき役割の重点化と「新しい公共空間」の担い手の多元化

今後、地方自治体において純粋に「行政」が担う役割は、戦略的な地域経営のための企画立案や条例制定など、「行政」でなければ対応しえない核となる部分であり、地域経営の戦略本部としての機能を十分に発揮するため、効率的な体制を構築することが求められる。

従来の官民二元論では、「行政」から「民間」への一方通行的なものとなり、「民間」の「行政」への依存、自らの負担を顧みない過剰な公共サービスの要求、それに対する画一的な公共サービスの提供といった状況がもたらされる。これを「行政」も「民間」もともに「公共」の役割を担えるよう「公共」の概念を刷新し、新しい「公共」を多元的な主体の参加・活動により形成することにより、「行政」と「民間」とのやりとりは双方向となり、「行政」の透明性、説明責任も確保されることが期待される。また、「民間」が新しい「公共」を自ら担うことにより責任と誇りを持つことにもつながる。これらが共有されることによって「公共」はさらに強くなる。地域における様々な主体がそれぞれの立場で新しい「公共」を担うことにより、地域にふさわしい多様な公共サービスが適切な受益と負担のもとに提供されるという公共空間(=「新しい公共空間」)を形成することができる。

2. 行政内部の変革と住民との関係の変革

このような「新しい公共空間」の形成を前提に、地方自治体の行政組織運営を刷新していく視点として、「行政内部の変革」と「行政と住民との関係の変革」の二つの変革が重要となる。

すなわち、「新しい公共空間」を担う行政と民との関係については、それぞれの地域の状況、地域において提供しようとする公共サービスの内容などに応じて、多様な形態を想定しうる。行政においては、区域内外に存在する「公共」を担う可能性のある様々な主体を把握するとともに、それらの主体の特性を生かし、地域協働、契約を介した外部委託、連携、支援といった手法を活用することが望まれる。これによって公共サービスの供給形態を多様化することが可能となり、地域における公共サービスの供給能力も行政のみによるときよりはるかに高くなる。

<基本的な考え方>

- 小規模市町村のみならず、合併により規模能力の拡充した市町村においても、事務の共同処理や事務の委託、また、指定管理者制度や民間・NPOとの協働などが広く活用されているところ。
- 「基礎自治体論」と「地域経営の戦略本部論」は相反するものではなく、前者は市町村が備えるべき役割や機能を表すものであり、後者はその実現のための手法を示すものとして統合的に捉えることが適当ではないか。
- そうした見地からは、小規模市町村に対する都道府県の補完等も、小規模市町村による行政サービスの外部調達の方策の一つとして捉えることができ、その大幅な活用が総合行政主体としての市町村の位置づけを直ちに変えるものではないとのではないか。
- しかしながら、「地域経営の戦略本部」としての主体的・自律的な制度活用の域を超え、全面的に都道府県の補完等に依拠せざるを得ないような団体が出現するときには、総合行政主体としての市町村とは異なる位置づけを考える必要が生ずるのではないか。